

出入国在留管理政策懇談会第10回会合 意見提出様式

委員名：佐久間一浩 _____

議題	出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について
意見	<p>※報告書（案）の修正に係る御意見は、修正の御趣旨を含めて御記載いただきますようお願ひいたします。</p> <p>※特定の箇所に対して御意見をいただく際は、章や段落等を指定の上御記載いただけますと幸いです。</p> <p>報告書に黄色のマーカーを付し、意見としてコメントを入れております。</p> <p><報告書案1 5ページ 14～16行目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状、国立大学や私立大学においても外国人の留学生の学費等に期待感があり、留学生に頼っている現状があるのではないかでしょうか。これ以上、留学生に頼り、さらに対象大学を拡大するというより、成果を出している大学に現行の資金や資源を集中していくことの方が、大学間の競争を促進し、効率的、効果的だと考えます。 <p><報告書案2 1ページ 9～11行目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「支援策の実施について、多様性の尊重を前提としつつも、・・・」とあえて述べる必要性はないと考えます。多様性が本文中に4箇所でてきてています。十分伝わります。 <p><報告書案2 6ページ 2～4行目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業側が不法滞在者を不適正に使用していることから、「不法滞在者を増長しているから、不法滞在者は、労働力として使用しないよう歯止めをかけること」を言っているのか、「不法滞在者は就労ができないから、企業側が受け入れ、生活ができるようにすべきであること」を言っているのか、ストレートに記載した方がよいと考えます。 <p><報告書案2 7ページ 8行目></p>

- さまざまな国籍の外国人が、保護が必要であるとして難民申請してくるのと、多様化とは異なる意味ではないでしょうか。多文化共生をすすめ、外国人のニーズに合った文化等を地域に受け入れようとする意味が含まれているようで、ここで使用するのは違和感。単に様々な国籍をもつ構成数が多くなっているということでの文章だと思います。

<報告書案2 8ページ 20～21行目>

- 「過去最長の33ヶ月にも達するなど、審査に時間がかかっている。」で良いのではないかでしょうか。あえて、保護すべきものの迅速な保護に・・・という反対には、不正を無くし、適切な審査を行うためには時間がかかっているともいえます。

<報告書案3 2ページ 7行目>

- 後段では、第三国定住難民の受け入れ拡大といっています。新たな枠組みまで作って受け入れるより第三国定住枠組の推進で良いのではないかでしょうか。

<報告書案3 6ページ 25～26行目>

- 「現役世代が増加することで」とは、移民拡大を推奨しているようにも読めることから、この部分は削除しても良いのではないかと考えます。また、プラスの側面もあるのと同時に受け入れ、共生していくためのコストもかかっていることから、その部分も算出していただくことが必要。直接的な影響としては、公租公課の支払いと増加。つまり納税、社会保険料の増加と雇用の増加につながってほしい。まさに地域社会、地域の住民の生活環境を第一に考えていくことが重要だと考えます。

※ 以下、報告書において、同意の文面を入れていただければと存じます。

【第1 はじめに】又は【第2 円滑かつ厳格な出入国管理の実現（1）現状・背景】末尾に挿入

- 出入国在留管理は、単なる労働力政策ではなく、国家主権と国民の安全を守る制度です。経済的利益のみに偏らず、社会秩序・文化・治安維持の観点を政策の基本に据えることが不可欠。外国人の受入れに際しては、日本語能力、

	<p>文化理解、法令遵守の意思を重視し、我が国社会への適応を前提とした制度運用を行う必要があります。不法滞在や偽装滞在に対しては厳格な対応を明記し、制度の透明性と公正性を確保する必要があります。</p> <p>【第2 円滑かつ厳格な出入国管理の実現】末尾に挿入</p> <p>○ 項目のタイトルとして、「出入国管理・水際体制の強化、出入国在留管理庁の体制拡大」を入れていただきたいと考えます。内容としては、「外国人の入国者数が過去最高を記録する中、業務量に比して人員・予算が著しく不足している現状を遠慮なく明記していただき、委員から大幅増員を図るべきとの要請がある。」としていただきたいです。</p> <p>【第3 外国人の適正な在留管理の実現】</p> <p>「技術・人文知識・国際業務」の在留資格</p> <p>○ 本在留資格での派遣労働は原則禁止とし、派遣先・業務内容の届出義務を課すことが必要だと考えます。不許可事例を事業者が確認できるよう公表制度を設け、悪質な派遣元事業者には行政処分を科す仕組みを整備すべきです。また、外国人派遣・紹介を行う事業者は「優良派遣事業者認定制度」または「優良職業紹介事業者認定」を必須要件とすべきだと考えます。</p> <p>【第4 共生社会の実現に向けた外国人の受け入れ環境整備】末尾に挿入</p> <p>○ 外国人の文化や宗教を尊重することは重要であるが、同時に日本社会の法秩序、地域住民の生活環境やルールについて、地域社会の秩序を守りつつ外国人との共生を進めていくことが重要です。地方自治体や地域の中小企業組合、NPO法人等の連携組織・団体と連携し、地域住民の生活に波風をたてないよう、環境を整備していくことが必要です。</p> <p>【第5 安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進】に「仮放免制度」から「監理措置」へ をいれていただきたいと考えます。</p> <p>○ 仮放免制度は所在確認や監督が不十分であり、所在不明者の発生を招くおそれがあります。監理措置制度へ移行し、監理人の適格性を厳格に審査する体制を整える必要があり、監理人は原則として中立的第三者（弁護士・登録支援団体等）とし、その職務負担に応じて「監理手当制度」を導入することが必要です。</p>
--	---

【第6 難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進】にさらに「難民認定制度の厳格化」も入れていただきたいと考えます。

○ 難民申請制度の悪用を防ぐため、同一理由による再申請は禁止し、再申請には一定の期間を設ける必要があります。経済目的の申請を排除し、申請から6ヶ月経過後に就労を許可する現行制度の見直しを図る必要があると考えます。

【第7 外国人の受け入れの基本的な在り方】に「インバウンド政策」を入れていただきたいと考えます。

○ 外国人観光客の急増により、一部地域ではオーバーツーリズムが顕在化しています。観光地や地域施設への過度な集中を防ぐため、入管政策の一環として、受け入れ上限や曜日制限を設けることを検討すべきです。外国人観光客と日本人来訪者の料金差（二重料金制）の導入を選択肢とし、地域インフラ負担の公平性を確保することも重要です。

以上です。